

会 議 録

《会議名称》 令和3年度 第1回岸和田市景観審議会 《開催日時》 令和3年6月4日(金)15:00~16:30 《開催場所》 岸和田市役所新館4階 第2委員会室	承認		
	会長	岡田 委員	竹田 委員
	6/10	6/15	6/10

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

大野 委員	岡田 委員	加我 委員	岸田 委員	木多 委員	齊藤 委員	数宝 委員	竹田 委員	田中 委員	中野 委員	深田 委員	星乃 委員	堀田 委員
●	●	○	●	●	●	○	●	●	●	●	●	○

（委員13名中、13名出席）（●はリモート参加）

岸和田市) 松下まちづくり推進部長
 事務局) 都市計画課 山田、松下、柿花、西出、滝元
 傍聴者) なし

《概要》

■報告事項

1. 令和3年度年間スケジュールについて

■審議案件

1. ここに残る景観資源発掘プロジェクトについて

■報告事項

2. 屋外広告物の規制基準について
 3. 景観施策の取り組みについて

《内容》

■開会

- ・ 13名中13名の委員出席を確認。（会場：3名、リモート：10名）
 岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
- ・ 傍聴状況報告。

■事務局の紹介

■挨拶

- ・ 松下まちづくり推進部長挨拶
- ・ 加我会長挨拶

■会議録確認者の指名

- ・ 令和3年度第1回景観審議会の会議録確認者として岡田委員と竹田委員の2名を指名し、承認される。

■報告第1号「令和3年度年間スケジュールについて」

令和3年度年間スケジュールについて、事務局より説明。

※ 質疑なし

■議案第1号「ここに残る景観資源発掘プロジェクトについて」

ここに残る景観資源発掘プロジェクトについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

（委員）・歴史・文化景観という募集テーマはこれまでの10回の募集テーマと比べて区別・差別化が難しいように思う。市民に違いがうまく伝わるか。

(事務局) ・重なる部分もあるかと思うが、歴史・文化という視点で、まだまだ出ていない部分もあるかと思う。

(委員) ・募集期間が令和3年11月1日から令和4年4月30日ということで、これまでとは異なる。だんじり祭りの時期となる、9月、10月が募集期間に入っていないが、意図はあるのか。

(事務局) ・令和4年度には都市景観賞の選考の実施を予定しており、ここに残る景観資源発掘プロジェクトと並行して進めたいということからこの募集期間とした。だんじり祭りの時期を意図的に避けた訳ではない。

(会長) ・このテーマの理解と募集期間については、非常に重要なこと。
・樹木、みち、水辺、まちは、景観を構成している要素であり、それらの要素にまつわる物語をより引き出すために、ひとの営み、眺望、歴史・文化というテーマを設定して、要素と物語を一体的に捉えようとしてきたと考えている。おそらく過去にも応募された景観も出てくるかと思うが、歴史や伝統、文化を感じさせるものということで、もう一度、岸和田市を市民の方に改めて問うことで、熟成された景観を見つめ直す良い機会だと考えられる。9月、10月を募集期間から外すのは心配である一方で、含めるとおそらくだんじりの景観がたくさん出てくるのではないかといった心配もある。

(事務局) ・第1回の樹木の際は募集期間が非常に短かったが、経験していく中で様々な季節の写真とエピソードを募集したいと考え、募集期間の拡大を図ってきた。次年度には都市景観賞の選定もあるため、期間を分けて取り組みたい。募集期間が変わることで周知不足の心配があるが、テーマを早くから予告して、応募の活性化を図りたいと考えている。

(委員) ・今回のまちかど審査の場で予告してはどうか。眺望と歴史・文化では言葉も違うため混乱も生じにくいと思う。

(会長) ・今年の10月下旬から11月のまちかど審査をうまく活用いただければと思う。

(事務局) ・10月の第2回景観審議会の中でこの要領を再度確認いただき、11月から募集する旨、応募用紙の配布やポスターを貼っていきたいと考えている。

(会長) ・植物の観点から見ると、4月30日で募集終了は早すぎるのではないか。

(委員) ・1か月遅らせる方がより新緑はきれいかと思う。

(事務局) ・募集期間延長を検討する。
・募集要項(期間以外)については、次回の審議会でも再度審議していただきたい。

■報告第2号「屋外広告物の規制基準について」
屋外広告物の規制基準について、事務局より説明。

【質疑の概要】

- (会 長) ・屋外広告物について、景観計画での数量や大きさの基準はどのようになっているのか。
- (事務局) ・景観計画の中では、屋外広告物の規制に関する内容は、抽象的な内容にとどまっている。他市も含め、数量や大きさは屋外広告物条例で規定されている場合が多い。
- (会 長) ・屋外広告物を考える上で、数量や大きさの基準をどうするかというのは検討が必要である。
- (委 員) ・岸和田もパチンコ屋や家電量販店が増え、まちが昔より混乱してきている印象がある。規模の大きな建築物に色が多く使われると景観の印象が変わる要因になる。岸和田の景観を守るため、もっと厳しい条例などが必要だと思う。
- ・城下町の景観を活かしていけるように、岸和田全体を対象に規定を具体的、かつ細かく指示していただけたらと思う。
- (事務局) ・他市においても景観計画において色の規制がなされていないところが多い。独自条例の中で、地域指定し、屋外広告物の表示面積についても規定している場合がある。また、独自条例を制定せずに、府条例のみで屋外広告物の規制を運用している市の中で、箕面市は景観計画で屋外広告物の表示及び掲出について、しっかり書いてあるという印象があり、参考にしながら検討していければと思う。
- (委 員) ・はじめは色彩基準に則った色にしたとしても、時間の経過と共に壁面の色彩は劣化し、変化していく。定期的に色の測定を行うなどの指導をしているのか。
- (事務局) ・建築物の経年変化については、景観計画における基準作成時に検討もしたが、岸和田市の状況では難しいとして見送ってきた。改めて着手するのも難しい状況であるが、他市の状況を参考にしながら検討する。
- (委 員) ・色や材質について、事業者が申請時に使用するものを届け出るのか。
- (事務局) ・届出時にマンセル値などを示してもらい、協力いただける事業者には環境デザイン委員会時にサンプルなどを提示してもらい、協議している。
- (委 員) ・今後、岸和田市も条例の制定など、景観規制の方法を変えていくことを考えて今回の報告事項とされたのか。
- (事務局) ・他市の状況も確認しながら、景観計画の改正や屋外広告物に関する独自条例制定などの検討を行っていきたいと考えている。
- (委 員) ・色彩基準のカラーフレーム【a】～【d】について、すべて低彩度か。また、カラーフレーム【a】～【d】はどの地域に設定されているのか。
- (事務局) ・カラーフレームは【a】～【d】までであるが、【d】の中に【a】～【c】が含まれる。彩度は最大でも6以下としており、すべて低彩度である。沿道部は【c】【d】など緩い基準となっているが、歴史的景観区などで落ち着いた色彩を目標としている地域は【a】【b】を基本としている。
- (委 員) ・中核市以外のところは府の条例を運用しているが、岸和田市が屋外広告物の独自条例を作ろうとした時、大阪府は肯定的なのか。
- (事務局) ・これまでの協議を鑑みると肯定的だと思う。

- (会 長) ・箕面市の場合、独自条例がないにも関わらず、例えばコンビニの看板を低い位置に設置するよう誘導したり、広告物の地が明度の高い場合には、地と図を反転させたりしているが、そのような誘導がなぜできているのか。
- (事務局) ・箕面市の景観計画の中では、色彩計画で「ベースカラーは建築物や周辺環境と調和する色彩とし、色数は少なく、原色等はアクセントカラーとしてのみ使用する」「景観条例及び施行規則に基づき、景観形成誘導基準を定める」とされており、景観形成誘導基準というものを別に定めている。
- ・重点的に景観形成を図る景観保全地区が設定されており、屋外広告物や建築物の基準がそれぞれの景観地区に合わせて定められている。
- (会 長) ・おそらく独自条例を作る方が規制しやすいと思うが、市としてこうしていくという姿勢をもって対応していくことが重要である。箕面市では市民の意見により建築物の明度を落とした事業者の事例もある。運用については他市を参考にし、行政の対応、市民の対応、事業者の理解ということをどのように規制し、誘導していくかを一体的に考えていただきたい。

■報告第3号「景観施策の取り組みについて」
景観施策の取り組みについて、事務局より説明。

※ 質疑なし

- (事務局) ・次回の景観審議会については令和3年10月頃予定。

以上